

港湾貨物運送事業労働災害防止規程の変更案新旧対照表

番号	規程変更案	現行規程及び参考資料
1	<p style="text-align: center;"><b>沿岸荷役作業の定義の変更について</b></p> <p style="text-align: center;">(第1章 総則)</p> <p>(定義) 第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 船内荷役作業 港湾において船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業（次号ロに掲げる作業を除く。）をいう。 二 沿岸荷役作業 港湾において行う荷役作業であって、次のいずれかに該当する作業をいう。 イ 省略 ロ 総トン数500トン未満の船舶（船員の育成及び確保に資することを目的とする船員室の新設、増設又は拡大により総トン数が500トン未満から500トン以上510トン未満となったと認められる船舶を含む。）又ははしけに荷を積み卸しする作業（荷の船舶への積み卸しにあつては当該船舶が岸壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当該船舶の揚貨装置を使用しないで行う場合に限る。）</p>	<p style="text-align: center;">沿岸荷役作業の定義の変更について</p> <p>(第1章 総則)</p> <p>(定義) 第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 船内荷役作業 港湾において船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業（次号ロに掲げる作業を除く。）をいう。 二 沿岸荷役作業 港湾において行う荷役作業であって、次のいずれかに該当する作業をいう。 イ 省略 ロ 総トン数500トン未満の船舶又ははしけに荷を積み卸しする作業（荷の船舶への積み卸しにあつては当該船舶が岸壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当該船舶の揚貨装置を使用しないで行う場合に限る。）</p>
2	<p style="text-align: center;"><b>リーチスタッカーの定義について</b></p> <p style="text-align: center;">(第1章 総則)</p> <p>(定義) 第4条 七 荷役機械 荷役を行うために使用する次の設備をいう。 イ～ハ 省略 ニ フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー、ストラドルキャリヤー、<u>リーチスタッカー</u>等の車両系荷役運搬機械及びブル・ドーザー、トラクター・ショベル等の車両系建設機械（以下「車両系荷役機械」という。）</p>	<p style="text-align: center;">リーチスタッカーの定義について</p> <p>(定義) 第4条 七 荷役機械 荷役を行うために使用する次の設備をいう。 イ～ハ 省略 ニ フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー、ストラドルキャリヤー等の車両系荷役運搬機等及びブル・ドーザー、トラクター・ショベル等の車両系建設機械（以下「車両系荷役機械」という。）</p> <p>(参考：港湾労災防止協会「港湾貨物運送事業におけるリーチ</p>

		スタッカーの調査報告書」)
3	車両系荷役機械の安全設備、安全装置について安全運転支援設備の導入	
3-1	<p>(第2章 船内荷役作業の災害防止)</p> <p>(安全設備)</p> <p>第82条 会員は、車両系荷役機械については、次に適合する安全設備を備えたものでなければ使用してはならない。</p> <p>一～四 省略</p> <p>2 会員は、前項の安全設備を常に点検整備し、その機能を保持しておかなければならない。</p> <p>3 会員は、車両系荷役機械へのはさまれ、巻き込まれ、接触等を防止するために、他の作業員・荷役機械の接近を感知し警報を発する装置、広範囲監視モニター・カメラ、ドライブレコーダー等の安全運転支援設備の導入に努めるものとする。</p>	<p>(安全設備)</p> <p>第82条 会員は、車両系荷役機械については、次に適合する安全設備を備えたものでなければ使用してはならない。</p> <p>一～四 省略</p> <p>2 会員は、前項の安全設備を常に点検整備し、その機能を保持しておかなければならない。</p>
3-2	<p>(第3章 沿岸荷役作業の災害防止)</p> <p>(安全装置)</p> <p>第164条 会員は、車両系荷役機械については、次に適合する安全装置を備えたものでなければ使用してはならない。</p> <p>一～四 省略</p> <p>2 会員は、前項の安全装置を常に点検整備し、その機能を保持しておかなければならない。</p> <p>3 会員は、車両系荷役機械へのはさまれ、巻き込まれ、接触等を防止するために、他の作業員・荷役機械の接近を感知し警報を発する装置、広範囲監視モニター・カメラ、ドライブレコーダー等の安全運転支援設備の導入に努めるものとする。</p>	<p>(安全装置)</p> <p>第164条 会員は、車両系荷役機械については、次に適合する安全装置を備えたものでなければ使用してはならない。</p> <p>一～四 省略</p> <p>2 会員は、前項の安全装置を常に点検整備し、その機能を保持しておかなければならない。</p>
4	揚貨装置、クレーンのつった荷の下、船舶の揺れによる危険箇所等への立入りの禁止	
4-1	<p>(第2章 船内荷役作業の災害防止)</p> <p>(通行及び立入りの禁止)</p> <p>第57条 会員は、揚貨装置が運転中であるときには、次の場所、方向に作業員を通行させ、又は立ち入らせてはならない。</p> <p>一 揚貨装置の下</p> <p>二 つり荷の下</p> <p>三 つり荷を移動させる方向</p>	<p>(通行及び立入りの禁止)</p> <p>第57条 会員は、運転中の揚貨装置の下、当該揚貨装置につられている荷の移動する方向又はつられている荷の下を作業員に通行させ、又は立ち入らせてはならない。</p> <p>(参考 船舶の揺れ、傾きで揚貨装置につられたコイルや鋼材が大き</p>

	<p>四 船舶の揺れ、傾きなどにより、つり荷が大きく振れた場合に接触するおそれのある場所</p>	<p>く振れて作業員がはさまれて死亡する災害が近年発生している。)</p>
4-2	<p>(第2章 船内荷役作業の災害防止) (通行及び立入りの禁止) 第69条 会員は、クレーン等が運転中であるときには、次の場所、方向に作業員を通行させ、又は立ち入らせてはならない。</p> <p>一 クレーンの下 二 つり荷を移動させる方向 三 巻き上げ用、横行用又は起伏用のワイヤロープの内角側又はつられている荷の下 四 船舶の揺れ、傾きなどにより、つり荷が大きく振れた場合に接触するおそれのある場所</p>	<p>(通行及び立入りの禁止) 第69条 会員は、運転中のクレーン等の下、当該クレーン等につられている荷の移動する方向、巻き上げ用、横行用若しくは起伏用のワイヤロープの内角側又はつられている荷の下を、作業員に通行させ、又は立ち入らせてはならない。</p>
4-3	<p>(第6章 検数・検定作業の災害防止) (通行及び立入りの禁止) 第228条 会員は、検数・検定員に次の場所を通行させ、又は立ち入らせてはならない。</p> <p>一 省略 二 運転中の揚貨装置等の下方、当該揚貨装置等につられている荷の下、荷の移動する方向、船舶の揺れ・傾きなどによりつり荷が大きく振れた場合に接触するおそれのある場所、その旋回半径内並びに巻き出し・引込み用及び旋回用のワイヤロープの内角側 三 ～四 省略 2 省略</p>	<p>(通行及び立入りの禁止) 第228条 会員は、検数・検定員に次の場所を通行させ、又は立ち入らせてはならない。</p> <p>一 省略 二 運転中の揚貨装置等の下方、当該揚貨装置等につられている荷の下及び荷の移動する方向、その旋回半径内並びに巻き出し用、引込み用及び旋回用のワイヤロープの内角側 三 ～四 省略 2 省略</p>
4-4	<p>(第7章 港湾運送関連作業の災害防止) (通行及び立入りの禁止) 第255条 会員は、作業員に次の場所を通行させ又は立ち入らせてはならない。</p> <p>一 省略 二 運転中の揚貨装置等の下方、当該揚貨装置等につられている荷の下、荷の移動する方向、船舶の揺れ・傾きなどによりつり荷が大きく振れた場合に接触するおそれのある場所、そ</p>	<p>(通行及び立入りの禁止) 第255条 会員は、作業員に次の場所を通行させ又は立ち入らせてはならない。</p> <p>一 省略 二 運転中の揚貨装置等の下方、当該揚貨装置等につられている荷の下及び荷の移動する方向、その旋回半径内並びに巻き出し用、引込み用及び旋回用のワイヤロープの内角側</p>

	の旋回半径内並びに巻き出し・引込み用及び旋回用のワイヤロープの内角側 三～四 省略	三～四 省略
5	揚貨装置、クレーン等の合図確認の範囲、指差呼称等確認	
5-1	<p style="text-align: center;">(第2章 船内荷役作業の災害防止)</p> <p>(揚貨装置の運転の合図)</p> <p><b>第61条</b> 会員は、揚貨装置の運転について一定の合図の方法を定め、合図を行う者を揚貨装置ごとに指名して、その者に運転の合図を行わせなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 会員は、揚貨装置の運転の合図を行う者に、第1項により定めた合図の方法に基づき、次の要領により合図の業務を行わせ、かつ、関係作業員に、その合図に従って作業を行わせなければならない。</p> <p>一～四 省略</p> <p>五 <u>次の方向、場所に作業員その他の者がいないことを指差呼称を行う等確実な方法により確認（以下この章において「指差呼称等確認」という。）し、かつ、運転作業中監視を続けること。</u></p> <p>イ <u>つり荷の下又はつり荷を移動させる方向</u></p> <p>ロ <u>船舶の揺れ、傾きなどにより、つり荷が大きく振れた場合に接触するおそれのある場所</u></p> <p>六 <u>荷を巻き上げるときは、玉掛けが正しく行われたことを指差呼称等確認し、フックが荷の重心の真上になるまで徐々に巻き、つり荷の振れが静止したことを指差呼称等確認した後に巻き上げの合図を行うこと。</u></p> <p>七 <u>荷を巻き上げる場合、玉掛けのワイヤロープが緊張したとき及び地切れしたときは、揚貨装置の運転を一時停止する合図を行い、荷崩れ、荷の脱落のおそれがないことを指差呼称等確認した後に、運転再開の合図を行うこと。</u></p> <p>八 省略</p>	<p>(揚貨装置の運転の合図)</p> <p><b>第61条</b> 会員は、揚貨装置の運転について一定の合図の方法を定め、合図を行う者を揚貨装置ごとに指名して、その者に運転の合図を行わせなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 会員は、揚貨装置の運転の合図を行う者に、第1項により定めた合図の方法に基づき、次の要領により合図の業務を行わせ、かつ、関係作業員に、その合図に従って作業を行わせなければならない。</p> <p>一～四 省略</p> <p>五 <u>つり荷の下又はつり荷を移動させる方向に、作業員その他の者がいないことを確認し、かつ、運転作業中監視を続けること。</u></p> <p>六 <u>荷を巻き上げるときは、玉掛けが正しく行われたことを確認し、フックが荷の重心の真上になるまで徐々に巻き、つり荷の振れが静止したことを確認した後に巻き上げの合図を行うこと。</u></p> <p>七 <u>荷を巻き上げる場合、玉掛けのワイヤロープが緊張したとき及び地切れしたときは、揚貨装置の運転を一時停止する合図を行い、荷崩れ、荷の脱落のおそれがないことを確認した後に、運転再開の合図を行うこと。</u></p> <p>八 省略</p>
5-2	<p style="text-align: center;">(第2章 船内荷役作業の災害防止)</p> <p>(クレーン等の運転の合図)</p> <p><b>第76条</b> 会員は、クレーン等の運転について一定の合図の方法を定め、合図を行う者を指名して、その者に運転の合図を行</p>	<p>(クレーン等の運転の合図)</p> <p><b>第76条</b> 会員は、クレーン等の運転について一定の合図の方法を定め、合図を行う者を指名して、その者に運転の合図を行わせなければならない。ただし、クレーン等の運転士に単独で</p>

	<p>わせなければならない。ただし、クレーン等の運転士に単独で作業を行わせるときは、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 会員は、クレーン等の運転の合図を行う者に、第1項により定められた合図の方法に基づき、次の要領により合図の業務を行わせ、かつ、関係作業員に、その合図に従って作業を行わせなければならない。</p> <p>一～三 省略</p> <p>四 <u>次の方向、場所に作業員その他の者がいないことを指差呼称等確認し、かつ、運転作業中監視を続けること。</u>  <u>イ つり荷の下又はつり荷を移動させる方向</u>  <u>ロ 船舶の揺れ、傾きなどにより、つり荷が大きく振れた場合に接触するおそれのある場所</u></p> <p>五 荷を巻き上げるときは、玉掛けが正しく行われたことを指差呼称等確認し、フックが荷の重心の真上になるまで徐々に巻き、つり荷の振れが静止したことを指差呼称等確認した後に巻き上げの合図を行うこと。</p> <p>六 荷を巻き上げる場合、玉掛けのワイヤロープが緊張したとき及び地切れしたときは、クレーン等の運転を一時停止する合図を行い、荷崩れ、荷の脱落のおそれがないことを指差呼称等確認した後に、運転再開の合図を行うこと。</p> <p>七～八 省略</p>	<p>作業を行わせるときは、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 会員は、クレーン等の運転の合図を行う者に、第1項により定められた合図の方法に基づき、次の要領により合図の業務を行わせ、かつ、関係作業員に、その合図に従って作業を行わせなければならない。</p> <p>一～三 省略</p> <p>四 <u>つり荷の下又はつり荷を移動させる方向に、作業員その他の者がいないことを確認し、かつ、運転作業中監視を続けること。</u></p> <p>五 荷を巻き上げるときは、玉掛けが正しく行われたことを確認し、フックが荷の重心の真上になるまで徐々に巻き、つり荷の振れが静止したことを確認した後に巻き上げの合図を行うこと。</p> <p>六 荷を巻き上げる場合、玉掛けのワイヤロープが緊張したとき及び地切れしたときは、クレーン等の運転を一時停止する合図を行い、荷崩れ、荷の脱落のおそれがないことを確認した後に、運転再開の合図を行うこと。</p> <p>七～八 省略</p>
5-3	<p align="center"><b>(第3章 沿岸荷役作業の災害防止)</b></p> <p><b>(クレーン等の運転の合図)</b></p> <p><b>第158条</b> 会員は、クレーン等の運転について一定の合図の方法を定め、合図を行う者を指名して、その者に運転の合図を行わせなければならない。ただし、クレーン等の運転士に単独で作業を行わせるときは、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 会員は、クレーン等の運転の合図を行う者に、第1項により定められた合図の方法に基づき、次の要領により合図の業務を行わせ、かつ、関係作業員に、その合図に従って作業を行わせなければならない。</p> <p>一～三 省略</p>	<p><b>(クレーン等の運転の合図)</b></p> <p><b>第158条</b> 会員は、クレーン等の運転について一定の合図の方法を定め、合図を行う者を指名して、その者に運転の合図を行わせなければならない。ただし、クレーン等の運転士に単独で作業を行わせるときは、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 会員は、クレーン等の運転の合図を行う者に、第1項により定められた合図の方法に基づき、次の要領により合図の業務を行わせ、かつ、関係作業員に、その合図に従って作業を行わせなければならない。</p> <p>一～三 省略</p>

	<p>四 次の方向、場所に作業員その他の者がいないことを指差呼称を行う等確実な方法により確認（以下この章において「指差呼称等確認」という。）し、かつ、運転作業中監視を続けること。</p> <p>イ つり荷の下又はつり荷を移動させる方向</p> <p>ロ 船舶の揺れ、傾きなどにより、つり荷が大きく振れた場合に接触するおそれのある場所</p> <p>五 荷を巻上げるときは、玉掛けが正しく行われたことを指差呼称等確認し、フックが荷の重心の真上になるまで徐々に巻き、つり荷の振れが静止したことを指差呼称等確認した後に巻上げの合図を行うこと。</p> <p>六 荷を巻上げる場合、玉掛けのワイヤロープが緊張したとき及び地切れしたときは、クレーン等の運転を一時停止する合図を行い、荷崩れ、荷の脱落のおそれがないことを指差呼称等確認した後に、運転再開の合図を行うこと。</p> <p>七 省略</p>	<p>四 つり荷の下又はつり荷を移動させる方向に、作業員その他の者がいないことを確認し、かつ、運転作業中監視を続けること。</p> <p>五 荷を巻上げるときは、玉掛けが正しく行われたことを確認し、フックが荷の重心の真上になるまで徐々に巻き、つり荷の振れが静止したことを確認した後に巻上げの合図を行うこと。</p> <p>六 荷を巻上げる場合、玉掛けのワイヤロープが緊張したとき及び地切れしたときは、クレーン等の運転を一時停止する合図を行い、荷崩れ、荷の脱落のおそれがないことを確認した後に、運転再開の合図を行うこと。</p> <p>七 省略</p>
6	海に転落するおそれのある箇所の救命具着装に関する事項	
6-1	<p style="text-align: center;">（第2章 船内荷役作業の災害防止）</p> <p>（救命具の使用）</p> <p><u>第35条の2</u> 会員は、作業員にデッキの端等海に転落するおそれのある箇所で作業を行わせるときは、溺れる危険を防止するため、救命胴衣、浮袋等の救命具を着装させなければならない。</p>	
6-2	<p style="text-align: center;">（第3章 沿岸荷役作業の災害防止）</p> <p>（救命具の使用）</p> <p><u>第124条の2</u> 会員は、作業員に海に転落するおそれのある箇所で作業を行わせるときは、溺れる危険を防止するため、救命胴衣、浮袋等の救命具を着装させなければならない。</p>	
6-3	<p style="text-align: center;">（第5章 いかだ運送作業の災害防止）</p> <p>（救命具の使用）</p> <p><u>第208条</u> 会員は、水上の丸太材、水足場、いかだ又は作業船等の上において作業を行う場合は、当該作業を行う場所に救命胴衣、浮袋等の救命具を備えて、常に正常な状態で使用できるように整備し、常時取り出せる場所に保管しておかなければならない。</p>	<p>（救命具の使用）</p> <p><u>第208条</u> 会員は、水上の丸太材、水足場、いかだ又は作業船等の上において作業を行う場合は、当該作業を行う場所に浮袋その他の救命具を備えて、常に正常な状態で使用できるように整備し、常時取り出せる場所に保管しておかなければならない。</p>

	<p>また、必要があるときは、当該作業を行う場所の付近に救命のための船を配置する等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 会員は、作業員に作業を行わせるときは、常時救命具を装着させなければならない。</p>	<p>また、必要があるときは、当該作業を行う場所の付近に救命のための船を配置する等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 会員は、作業員に作業を行わせるときは、常時救命胴衣等を着用させなければならない。</p>
6-4	<p>(第6章 検数・検定作業の災害防止) (救命具の使用)</p> <p><u>第226条の2</u> 会員は、検数・検定員に海に転落するおそれのある箇所で行わせるときは、溺れる危険を防止するため、救命胴衣、浮袋等の救命具を装着させなければならない。</p>	
6-5	<p>(第7章 港湾運送関連作業の災害防止) (救命具の使用)</p> <p><u>第254条の2</u> 会員は、作業員に海に転落するおそれのある箇所で行わせるときは、溺れる危険を防止するため、救命胴衣、浮袋等の救命具を装着させなければならない。</p>	
7	<b>作業床設置、墜落制止用器具等墜落防止措置</b>	
7-1	<p>(第2章 船内荷役作業の災害防止) (作業床の設置等)</p> <p><u>第26条</u> 会員は、船舶における高さが2メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれがある次の各号に掲げる行為を伴う作業を行わせる場合には、作業床を設けなければならない。</p> <p>一 ハッチコーミング越しの作業指揮、合図</p> <p>二 積み上げた荷の上での固縛、シートがけ、玉掛け</p> <p>三 その他墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>2 会員は、前項の規定に基づく措置を講ずることが著しく困難であるときは、防網を張り、作業員に要求性能墜落制止用器具(以下この章において「墜落制止用器具」という。)を使用させる等墜落による作業員の危険を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>(墜落防止の措置)</p> <p><u>第26条の2</u> 会員は、船舶におけるマンホールその他の開口部、高さが2メートル以上の作業床の端等で、墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い</p>	<p>(参考： 安衛則及び建設業労働災害防止規程では①作業床がない場合(安衛則518条)と②作業床がある場合(安衛則519条)それぞれに措置規定を規定しているが、現行港湾防災規程では②しかない。</p> <p>(参考 建設業労働災害防止規程) (作業床の設置等)</p> <p><u>第11条</u> 会員は、高さが2m以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれがある次の各号に掲げる作業を行う場合には、作業床を設けなければならない。ただし、作業床を設けることが困難な場合には、防網を張り、作業員に安全帯を使用させる等墜落による作業員の危険を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>(1)鉄骨の組立ての作業 以降(2)～(5)略</p> <p>(6)その他墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある作業</p> <p>2 会員は、前項において、高さ5mを超える箇所で行う作業に安全帯を使用させる場合は、フルハーネス型の安全帯を使用させなければならない。</p> <p>(安全帯等の使用)</p> <p><u>第12条</u> 会員は、高さが2m以上の箇所、次の各号に掲げる</p>

<p>等（以下この章において「囲い等」という。）を設けなければならない。</p> <p>2 会員は、前項の規定に基づく措置を講ずることが著しく困難であるとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、防網を張り、作業員に墜落制止用器具を使用させる等墜落による作業員の危険を防止するための措置を講じなければならない。</p>	<p>作業を行う場合には、防網を張り、作業員に安全带を使用させる等墜落による作業員の危険を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>（1）開口部等における手すり、囲い、覆い等の防護設備（以下「防護設備」という。）の取付け若しくは取り外しの作業又は防護設備を取り外して行う作業 （2）～（4）略 （5）足場において、手すりを設けることが著しく困難な作業</p> <p>2 会員は、前項において、高さ5mを超える箇所で作業員に安全带を使用させる場合は、フルハーネス型の安全带を使用させなければならない。</p> <p><b>港湾労災防止規程（墜落防止の措置）</b> <b>第26条</b> 会員は、船舶におけるマンホールその他の開口部、高さが2メートル以上の作業床の端等で、墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この章において「囲い等」という。）を設けなければならない。</p> <p>2 会員は、前項の規定に基づく措置を講ずることが著しく困難であるとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、防網を張り、作業員に安全带を使用させる等墜落による作業員の危険を防止するための措置を講じなければならない。</p>
<p>7-2</p> <p style="text-align: center;">（第3章 沿岸荷役作業の災害防止） （作業床の設置等）</p> <p><b>第116条</b> 会員は、高さが2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で、墜落により作業員に危険を及ぼすおそれがある次の各号に掲げる行為を伴う作業を行わせる場合には、作業床を設けなければならない。</p> <p>一 高所からの作業指揮、合図 二 積み上げた荷等の上での固縛、シートがけ、玉掛け 三 その他墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>2 会員は、前項の規定に基づく措置を講ずることが著しく困難であるときは、防網を張り、作業員に要求性能墜落制止用器具（以下この章において「墜落制止用器具」という。）を使用</p>	<p style="text-align: center;">（墜落防止の措置）</p> <p><b>第116条</b> 会員は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この章において「囲い等」という。）を設けなければならない。</p> <p>2 会員は、前項の規定に基づく措置を講ずることが著しく困難であるとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、防網を張り、作業員に安全带を使用させる等墜落による作業員の危険を防止するための措置を講じなければならない。</p>



	<p>させる等墜落による作業員の危険を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p><b>(墜落防止の措置)</b>  <b>第116条の2</b> 会員は、マンホールその他の開口部、高さが2メートル以上の作業床の端等で、墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所には、<u>囲い、手すり、覆い等</u>（以下この章において「<u>囲い等</u>」という。）を設けなければならない。  2 会員は、前項の規定に基づく措置を講ずることが著しく困難であるとき又は作業の必要上臨時に<u>囲い等</u>を取り外すときは、防網を張り、作業員に<u>墜落制止用器具</u>を使用させる等墜落による作業員の危険を防止するための措置を講じなければならない。</p>	
7-3	<p><b>(第2章 船内荷役作業の災害防止)</b>  <b>(墜落制止用器具等の取付け設備)</b>  <b>第27条</b> 会員は、前2条の第2項の規定により作業員に<u>墜落制止用器具等</u>を使用させるときは、<u>墜落制止用器具等</u>を安全に取付けるための設備等を設けなければならない。  2 会員は、作業員に<u>墜落制止用器具等</u>を使用させるときは、<u>墜落制止用器具等</u>及びその取付け設備等の状態について、随時点検しなければならない。</p>	<p><b>(安全帯等の取付け設備)</b>  <b>第27条</b> 会員は、前条第2項の規定により作業員に<u>安全帯等</u>を使用させるときは、<u>安全帯等</u>を安全に取付けるための設備等を設けなければならない。  2 会員は、作業員に<u>安全帯等</u>を使用させるときは、<u>安全帯等</u>及びその取付け設備等の状態について、随時点検しなければならない。</p>
7-4	<p><b>(第3章 沿岸荷役作業の災害防止)</b>  <b>(墜落制止用器具等の取付け設備)</b>  <b>第117条</b> 会員は、前2条の第2項の規定により作業員に<u>墜落制止用器具等</u>を使用させるときは、<u>墜落制止用器具等</u>を安全に取付けるための設備等を設けなければならない。  2 会員は、作業員に<u>墜落制止用器具等</u>を使用させるときは、<u>墜落制止用器具等</u>及びその取付け設備等の状態について、随時点検しなければならない。</p>	<p><b>(安全帯等の取付け設備)</b>  <b>第117条</b> 会員は、前条第2項の規定により作業員に<u>安全帯等</u>を使用させるときは、<u>安全帯等</u>を安全に取付けるための設備等を設けなければならない。  2 会員は、作業員に<u>安全帯等</u>を使用させるときは、<u>安全帯等</u>及びその取付け設備等の状態について、随時点検しなければならない。</p>
7-5	<p><b>(第2章 船内荷役作業の災害防止)</b>  <b>(埋没等の防止)</b>  <b>第41条</b> 会員は、粒状、粉状等の荷の中に作業員が埋没すること等により作業員に危険を及ぼすおそれがある場所で作業</p>	<p><b>(埋没等の防止)</b>  <b>第41条</b> 会員は、粒状、粉状等の荷の中に作業員が埋没すること等により作業員に危険を及ぼすおそれがある場所で作業</p>

	を行わせてはならない。ただし、作業員に <u>墜落制止用器具</u> を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。	を行わせてはならない。ただし、作業員に <u>安全帯</u> を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。
7-6	<p align="center"><b>(第3章 沿岸荷役作業の災害防止)</b></p> <p><b>(埋没等の防止)</b>  <b>第128条</b> 会員は、粒状、粉状等の荷の中に作業員が埋没すること等により作業員に危険を及ぼすおそれがある場所で作業を行わせてはならない。ただし、作業員に<u>墜落制止用器具</u>を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</p>	<p><b>(埋没等の防止)</b>  <b>第128条</b> 会員は、粒状、粉状等の荷の中に作業員が埋没すること等により作業員に危険を及ぼすおそれがある場所で作業を行わせてはならない。ただし、作業員に<u>安全帯</u>を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</p>
7-7	<p align="center"><b>(第6章 検数・検定作業の災害防止)</b></p> <p><b>(埋没等の防止)</b>  <b>第231条</b> 会員は、粒状、粉状等の荷の中に検数・検定員が巻き込まれ、又は埋没すること等により、検数・検定員に危険を及ぼすおそれがある場所で作業を行わせてはならない。ただし、検数・検定員に<u>要求性能墜落制止用器具</u>（以下この章において「<u>墜落制止用器具</u>」という。）を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</p>	<p><b>(埋没等の防止)</b>  <b>第231条</b> 会員は、粒状、粉状等の荷の中に検数・検定員が巻き込まれ、又は埋没すること等により、検数・検定員に危険を及ぼすおそれがある場所で作業を行わせてはならない。ただし、検数・検定員に<u>安全帯</u>を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</p>
7-8	<p align="center"><b>(第7章 港湾運送関連作業の災害防止)</b></p> <p><b>(埋没等の防止)</b>  <b>第257条</b> 会員は、粒状、粉状等の荷の中に作業員が巻き込まれ、又は埋没すること等により作業員に危険を及ぼすおそれがある場所で作業を行わせてはならない。ただし、作業員に<u>要求性能墜落制止用器具</u>（以下この章において「<u>墜落制止用器具</u>」という。）器具を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</p>	<p><b>(埋没等の防止)</b>  <b>第257条</b> 会員は、粒状、粉状等の荷の中に作業員が巻き込まれ、又は埋没すること等により作業員に危険を及ぼすおそれがある場所で作業を行わせてはならない。ただし、作業員に<u>安全帯</u>を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</p>
7-9	<p align="center"><b>(第2章 船内荷役作業の災害防止)</b></p> <p><b>(搭乗制限)</b>  <b>第77条</b> 会員は、クレーン等により、作業員を運搬し、又は作業員をつり上げて作業をさせてはならない。ただし、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合には、クレーン等のつり具に専用の搭乗設備を設け、当該搭乗設備に作業員を乗せることができる。  2 会員は、前項の搭乗設備については、作業員の墜落による</p>	<p><b>(搭乗制限)</b>  <b>第77条</b> 会員は、クレーン等により、作業員を運搬し、又は作業員をつり上げて作業をさせてはならない。ただし、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合には、クレーン等のつり具に専用の搭乗設備を設け、当該搭乗設備に作業員を乗せることができる。  2 会員は、前項の搭乗設備については、作業員の墜落による</p>

	<p>危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 搭乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。</p> <p>二 搭乗する場所の周囲に囲い等を設けること。</p> <p>三 作業員に<u>墜落制止用器具等</u>を使用させること。</p>	<p>危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 搭乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。</p> <p>二 搭乗する場所の周囲に囲い等を設けること。</p> <p>三 作業員に<u>安全帯その他の命綱</u>を使用させること。</p> <p>四～五 省略</p>
7-10	<p align="center"><b>(第3章 沿岸荷役作業の災害防止)</b></p> <p><b>(搭乗制限)</b></p> <p><b>第159条</b> 会員は、クレーン等により、作業員を運搬し、又は作業員をつり上げて作業をさせてはならない。ただし、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合には、クレーン等のつり具に専用の搭乗設備を設け、当該搭乗設備に作業員を乗せることができる。</p> <p>2 会員は、前項の搭乗設備については、作業員の墜落による危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 ～二 省略</p> <p>三 作業員に<u>墜落制止用器具等</u>を使用させること。</p> <p>四 ～ 五 省略</p>	<p><b>(搭乗制限)</b></p> <p><b>第159条</b> 会員は、クレーン等により、作業員を運搬し、又は作業員をつり上げて作業をさせてはならない。ただし、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合には、クレーン等のつり具に専用の搭乗設備を設け、当該搭乗設備に作業員を乗せることができる。</p> <p>2 会員は、前項の搭乗設備については、作業員の墜落による危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 ～二 省略</p> <p>三 作業員に<u>安全帯その他の命綱</u>を使用させること。</p> <p>四～五 省略</p>
8	<p><b>コンテナ上のコーナー・キャスティング等墜落防止措置に関する事項</b></p>	
8-1	<p align="center"><b>(第2章 船内荷役作業の災害防止)</b></p> <p><b>(コンテナ荷役)</b></p> <p><b>第43条</b> 会員は、船内荷役において、作業員にコンテナ荷役を行わせるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 ～二 省略</p> <p>三 作業員にコンテナの上で作業を行わせるときは、墜落による危険を防止するため、<u>コンテナのコーナー・キャスティング等</u>に取付器具を取り付ける等により<u>墜落制止用器具等</u>を使用させること。</p> <p>四 ～ 六 省略</p>	<p><b>(コンテナ荷役)</b></p> <p><b>第43条</b> 会員は、船内荷役において、作業員にコンテナ荷役を行わせるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 ～二 省略</p> <p>三 作業員にコンテナの上で作業を行わせるときは、墜落による危険を防止するため、<u>安全帯等</u>を使用させること。</p> <p>四 ～ 六 省略</p>
8-2	<p align="center"><b>(第3章 沿岸荷役作業の災害防止)</b></p> <p><b>(コンテナ荷役)</b></p> <p><b>第130条</b> 会員は、沿岸荷役作業において、作業員にコンテナ荷役を行わせるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一～二 省略</p> <p>三 作業員にコンテナの上で作業を行わせるときは、墜落による危険を防止するため、<u>コンテナのコーナー・キャスティング等</u>に取付器具を取り付ける等により<u>墜落制止用器具等</u>を</p>	<p><b>(コンテナ荷役)</b></p> <p><b>第130条</b> 会員は、沿岸荷役作業において、作業員にコンテナ荷役を行わせるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一～二 省略</p> <p>三 作業員にコンテナの上で作業を行わせるときは、墜落による危険を防止するため、<u>安全帯等</u>を使用させること。</p> <p>四 ～七 省略</p>

	使用させること。 四 ～七 省略	
8-3	<p align="center"><b>(第6章 検数・検定作業の災害防止)</b></p> <p><b>(コンテナの検数・検定作業)</b>  <b>第234条</b> 会員は、検数・検定員にコンテナについての検数・検定作業を行わせるときは、次の事項を順守させなければならない。  一～二 省略  三 <u>コンテナの上で作業を行う必要があるときは、墜落による危険を防止するため、コンテナのコーナー・キャストイング等</u>に取付器具を取り付ける等により墜落制止用器具等を使用させること。</p>	<p><b>(コンテナの検数・検定作業)</b>  <b>第234条</b> 会員は、検数・検定員にコンテナについての検数・検定作業を行わせるときは、次の事項を順守させなければならない。  一～二 省略  三 <u>コンテナの上で作業を行う必要があるときは、墜落防止の措置を講ずること。</u></p>
8-4	<p align="center"><b>(第7章 港湾運送関連作業の災害防止)</b></p> <p><b>(コンテナ関連作業)</b>  <b>第258条</b> 会員は、作業員にコンテナに関連した作業を行わせるときは、次の措置を講じなければならない。  一～二 省略  三 <u>作業員にコンテナの上で作業を行わせるときは、墜落による危険を防止するため、コンテナのコーナー・キャストイング等</u>に取付器具を取り付ける等により墜落制止用器具等を使用させること。  四～六 省略</p> <p><b>(コンテナ上以外の作業における墜落制止用器具の使用)</b>  <b>第258条の2</b> <u>会員は、前条第3号以外の場合であって、高さが2m以上の箇所</u>で墜落により作業員に危険を及ぼすおそれがあるときには、作業員に墜落制止用器具等を使用させなければならない。</p>	<p><b>(コンテナ関連作業)</b>  <b>第258条</b> 会員は、作業員にコンテナに関連した作業を行わせるときは、次の措置を講じなければならない。  一～二 省略  三 <u>作業員にコンテナの上で作業を行わせるときは、墜落による危険を防止するため、安全帯等</u>を使用させること。  四～六 省略</p> <p>(参考：現行災害防止規程では、港湾運送関連作業の墜落防止措置に係る規定は、第258条でコンテナ上の作業について安全帯使用を規定しているが、これまで港湾運送関連作業で発生した墜落災害を協会の災害データベースで検索すると40数件あり、コンテナ上の作業に限らず様々な場所で発生しており、墜落制止用器具の使用徹底で防止できる災害が多いことから新たに規定するものである。)</p>
9	<b>転倒災害の防止措置に関する事項</b>	
	<p align="center"><b>(第2章 船内荷役作業の災害防止)</b></p> <p><b>(転倒防止措置)</b>  <b>第25条の2</b> 会員は作業員の転倒災害を防止するため第16条から25条に定める事項を行わせるほか、次の各号に定め</p>	<p>(参考：港湾労災防止協会「港湾の転倒災害事例と対策」(港湾の122件事例調査報告対策書)及び厚生労働省「STOP! 転倒災害プロジェクト実施要綱」(陸災防災害防止規程) (転倒防止措置)</p>

9-1	<p>る措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>一 適切な移動・通行方法、作業位置・姿勢の確保など安全な作業方法により作業を行わせること。</p> <p>二 転倒する危険性のある箇所には、視認することが可能となる措置を講ずること。</p> <p>三 気象情報等を適切に把握し、雨、雪、凍結等状況に対応した耐滑性、屈曲性のある適切な安全靴を使用させ、安全な歩行法を周知すること。</p> <p>四 転倒予防体操を励行すること。</p>	<p><b>第47条の3</b> 会員は、従業員に貨物自動車等の積卸し作業を行わせるときには、転倒災害を防止するため、第39条から第47条に定める事項を行わせるほか、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。</p> <p>(1) 後ずさりでの作業は、できる限りしないこと。</p> <p>(2) 荷役作業場所等に合わせて、耐滑製、屈曲性のある安全靴を使用させること。</p> <p>(3) 荷役作業場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。</p> <p>(4) 持った荷で両手を塞がれると僅かなつまずきでも転倒しやすくなるため、できるだけ台車を使用させること。 )</p>
9-2	<p style="text-align: center;">(第3章 沿岸荷役作業の災害防止)</p> <p><b>(転倒防止措置)</b></p> <p><b>第115条の2</b> 会員は作業者の転倒災害を防止するため第108条から115条に定める事項を行わせるほか、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>一 適切な移動・通行方法、作業位置・姿勢の確保など安全な作業方法により作業を行わせること。</p> <p>二 転倒する危険性のある箇所には、視認することが可能となる措置を講ずること。</p> <p>三 気象情報等を適切に把握し、雨、雪、凍結等状況に対応した耐滑性、屈曲性のある適切な安全靴を使用させ、安全な歩行法を周知すること。</p> <p>四 転倒予防体操を励行すること。</p>	
	健康管理等の措置に関する事項	
	第8章 健康管理等	参考 健康管理のほかに熱中症、治療と仕事両立、受動喫煙を加えたので 第8章 健康管理 に等が加わった
10	過重労働による健康障害の防止	第8章 健康管理
10	<p style="text-align: center;">第8章 健康管理等</p> <p><b>(過重労働による健康障害の防止)</b></p> <p><b>第269条の2</b> 会員は、労働安全衛生法第66条の8等の法令の定めるところにより、労働者に対し、労働時間等の状況に応じて、医師による面接指導を行わなければならない。</p> <p>2 会員は、このほか労働安全衛生法第7章「健康の保持</p>	<p style="text-align: center;">第8章 健康管理</p> <p><b>(面接指導等)</b></p> <p><b>第269条の2</b> 会員は、労働安全衛生法第66条の8の規定に基づき、労働者に対し、その労働時間の状況等に応じて、医師による面接指導を行い、その結果に基づき適切な措置を講じなければならない。</p>

	増進のための措置」に規定する条文に基づき必要な措置を講ずるものとする。	<p>2 会員は、前項の規定により面接指導を行う労働者以外の労働者であって健康への配慮が必要なものについては、労働安全衛生法第66条の9の規定に基づき必要な措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>(参考 建設業労働災害防止規程) (過重労働による健康障害の防止) 第183条 会員は、法令の定めるところにより、労働者に対し、労働時間等の状況に応じて、医師による面接指導を行わなければならない。</p> <p>2 会員は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により改正された労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令に適切に対応しなければならない。</p>
11	メンタルヘルス対策	
11	<p>第8章 健康管理等 (メンタルヘルス対策) 第269条の3 会員は、労働安全衛生法第66条の10等の法令の定めるところにより、常時使用する労働者に対し、心理的な負担の程度を把握するためにストレスチェック等を行い、心の健康に問題を抱える労働者に対して必要なメンタルヘルス対策に努めなければならない。</p>	<p>(参考 建設業労働災害防止規程) (心理的な負担の程度を把握するための検査) 第181条の2 会員は、法令の定めるところにより、常時使用する労働者に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。</p> <p>(建災防方式健康KY と無記名ストレスチェック) 第181条の3 会員は、建設現場において、「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」等の職場環境改善の取組を導入した、メンタルヘルス対策に努めなければならない。</p>
12	熱中症の防止に関する事項	
12	<p>(第8章 健康管理等) (熱中症の防止) 第269条の4 会員は、熱中症を防止するため、WBGT値(暑さ指数)の把握、休憩設備の確保、休憩時間の確保等とともに、作業者の熱への順化状態、水分・塩分の補給状態等の管理、予防教育の実施に努めなければならない。</p>	<p>(第8章 健康管理) (参考 建設業労働災害防止規程、林業木材製造業労働災害防止規程 同内容) (熱中症の防止) 第176条 会員は、熱中症を防止するため、WBGT値(暑さ指数)の活用、温湿度等の把握、休憩設備の確保、休憩時間の確保等とともに、作業者の熱への順化状態、水分・塩分の補給状態等の管理、予防教育の実施に努めなければならない。 参考 厚生労働省「職場における熱中症予防対策マニュアル」</p>

13		受動喫煙防止
13	<p>第8章 健康管理等</p> <p>(受動喫煙の防止)</p> <p>第269条の5 会員は、健康増進法及び労働安全衛生法に基づき、室内又はこれに準ずる環境における作業者の受動喫煙を防止するため、事業場の実情に応じた適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>第8章 健康管理等</p> <p>(参考 林業・木材製造業労働災害防止規程)</p> <p>(受動喫煙の防止)</p> <p>第14条 会員は、室内又はこれに準ずる環境における作業者の受動喫煙を防止するため、事業場の実情に応じた適切な措置を講じるよう努めなければならない。</p>
14		仕事と治療の両立支援
14	<p>(仕事と治療の両立支援)</p> <p>第269条の6 会員は、疾病を抱えて治療中の労働者の仕事と治療が両立ができるよう労働者の申出に基づき、相談等支援に努めるものとする。</p>	(参考 治療と仕事の両立のためのガイドライン、働き方改革実行計画 (閣議決定) )
15		指差呼称、危険予知活動等に関する事項
15-1	<p>第11章の2 指差呼称、危険予知活動等</p> <p>(指差呼称の導入・定着)</p> <p>第284条の4 会員は確実な安全確認の方法として指差呼称を積極的に導入し、普及・定着に努めるものとする。</p>	(参考 林業・木材製造業労働災害防止規程)
15-2	<p>(危険予知活動の実施)</p> <p>第284条の5 会員は始業前のミーティングに危険予知活動を取り入れる等、危険予知活動の実施に努めるものとする。</p>	(危険予知活動等)
15-3	<p>(指差呼称、危険予知活動等の支援)</p> <p>第284条の6 協会は、前2条の活動を推進するため、災害情報の提供、ヒヤリ・ハット事例の収集・提供、必要な図書等の頒布、危険体感研修、指差呼称・危険予知活動研修会の開催等支援に努めるものとする。</p>	第9条 会員は危険予知ミーティング、指差し呼称を行う等自主的労働災害防止活動の実施に努めなければならない。
16		第12章 災害事故等の報告等 (緊急の災害防止の要請)
	12章 災害事故等の報告等 (緊急の災害防止の要請)	第12章 災害事故等の報告 (労働災害発生状況報告)

16	<p><b>第286条の2</b> 協会は、重篤な災害が続発する場合においては、災害の発生の内容を分析した上で、災害防止対策の基本方針を定め、緊急に組織を挙げて、最優先で災害防止に取り組むよう会員に対して要請することができる。</p> <p>2 会員は、前項の要請がなされた場合には、会員の実情をも踏まえた取組を実施するように努めなければならない。</p>	<p><b>第286条</b> 会員は、事業場において発生した労働災害についての報告書を、別に定めるところにより、会員の所属する協会の支部に提出しなければならない。</p>
17	<b>自然災害に対する対応に関する事項</b>	
17-1	<p><b>第12章の2 自然災害等緊急事態への対応</b></p> <p><b>(港湾における地震、津波等自然災害の事前対応の整備)</b></p> <p><b>第286条の3</b> 会員は、港湾における地震、津波、高潮、集中豪雨等自然災害発生における緊急時の対応を適切に行うため、事前に緊急対応計画の策定、避難場所の確保・周知、避難訓練等の体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>(参考 建設業労働災害防止規程)</p> <p><b>第5節 緊急時の対応</b></p> <p>(この節の目的)</p> <p>第150条の2 この節の規定は、地震、津波、集中豪雨等の自然災害に対し、緊急事態対応のための体制等の整備、避難について定めることを目的とする。</p> <p>(自然災害における事前対応の整備)</p> <p>第150条の3 会員は、自然災害発生における緊急時の対応を適切に行うため、事前に緊急対応計画の策定、避難訓練等の体制の整備に努めなければならない。</p> <p>(自然災害における緊急事態発生時の避難)</p> <p>第150条の4 会員は、自然災害における緊急事態発生時には、前条の設定に基づき、全ての作業者を避難させる等の措置を講じることにより作業者の安全を確保しなければならない。</p>
17-2	<p><b>(港湾における自然災害等緊急事態発生時の避難)</b></p> <p><b>第286条の4</b> 会員は、自然災害における緊急事態発生時には、前条の設定に基づき、全ての作業者を安全な場所に避難させる等の措置を講じることにより作業者の安全確保に努めなければならない。</p>	
18	<b>第13章 規程の実施を確保するための措置等 (安全パトロール)</b>	
18	<p><b>第14章 規程の実施を確保するための措置等</b></p> <p><b>(規程の周知及び安全パトロールの実施)</b></p> <p><b>第287条</b> 協会は、会員に対し、この規程の内容について周知徹底を図らなければならない。</p> <p>2 会員は、各港において協力して安全パトロールを実施するなどにより、この規程の遵守を図り、安全衛生水準の向上に努めるものとする。</p>	<p><b>第13章 規程の実施を確保するための措置</b></p> <p><b>(規程の周知)</b></p> <p><b>第287条</b> 協会は、会員に対し、この規程の内容について周知徹底を図らなければならない。</p>
19	<b>調査研究に関する事項</b>	
19	<p><b>第15章 調査研究に関する事項</b></p> <p><b>(安全衛生に関する調査研究)</b></p> <p><b>第289条</b> 協会は、港湾貨物運送事業における技術の進展、作業形態の変化等に対応した労働災害防止を図り、この規程</p>	<p><b>第13章 規程の実施を確保するための措置</b></p> <p><b>(安全衛生に関する調査研究)</b></p> <p><b>第289条</b> 協会は、港湾貨物運送事業における技術の進展、作業形態の変化等に対応した労働災害防止を図り、この規程の</p>



<p>の充実と円滑な運営を期するため、次の事項について調査し研究を行うものとする。</p> <p>一～六 省略</p> <p>七 安全衛生教育資料の作成に関する事。</p> <p>七の二 情報通信技術（IT、AI）の利用等による荷役形態の変化が安全衛生面へ与える影響に関する事。</p> <hr/> <p>八 その他労働災害の防止を図るため必要と認められる事項</p> <p>2 以降省略</p>	<p>充実と円滑な運営を期するため、次の事項について調査し研究を行うものとする。</p> <p>一～六 省略</p> <p>七 安全衛生教育資料の作成に関する事。</p> <p>八 その他労働災害の防止を図るため必要と認められる事項</p> <p>2 以降省略</p>
--	--